

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	25					
支出年月日	2021年10月4日					
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)						
充当内容 (按分の計算方法)	20 機 リース代 ¥18,480 × 0.9 = 16,632					
その他						

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

日本共産党戸塚市議会議員団 御中

領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

発行日 2021年10月07日
 領収証番号 [REDACTED]
 ヲコーリース [REDACTED]
 東京都千代田区紀尾井町4-1-1

領 収 日 2021年10月4日
 領 収 額 18,480 円

印紙税申告納付につき種町税務署承認済

お支払方法 口座振替 現金
 振替口座 [REDACTED] 支店
 普通 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。
 ニホンキヨウコントロールサービス株式会社

領収明細書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消 費 税 等
[REDACTED]	21.10.1~21.10.3	6	16800	1680

続きは裏面をご覧ください

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	26
支出年月日	2021年10月15日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
	領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)
充当内容 (按分の計算方法)	2022年度予算要求書 印刷費 60部 15,350-
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

領収書

2021年10月15日

日本共産党芦屋市議会議員団 御中

株式会社プリントバック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

お支払条件 クレジットカード 納品場所 ご指定場所

御請求金額 5,350円 (税込) 納品期日 3営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
	品名：2022年度予算要求書 A4 / 両面スミ1色 / 上質紙70 / 34P / 60部 / 加工1：無線綴じ製本 加工2：	1	5,350	5,350
合 計				5,350

特記事項

- ※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
- ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

2022 年度予算編成に対する 要求書

2021 年 10 月

**日本共産党芦屋市委員会
日本共産党芦屋市議会議員団**

2021年10月15日

芦屋市長
伊藤 舞 様
芦屋市教育長
福岡 憲 助 様

日本共産党芦屋市委員会
委員長 木野下 章
日本共産党芦屋市議会議員団
団 長 平野 貞雄
幹事長 ひろせ 久美子
川島 あゆみ

はじめに

一昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大防止と市民生活支援のとりくみにご尽力いただいていることに敬意を表します。

「アベノミクス」に象徴される新自由主義の政治が貧困と格差を拡大する中で私たちを襲った新型コロナウイルスパンデミックは、日本社会とそれに責任を持つべき政治の問題点を浮き彫りにしたと言えます。

コロナ禍の市民生活への影響は、感染による直接の影響に加えて、補償なき自粛による収入の減少、失職、廃業などかつてなく深刻なものとなっています。ワクチン接種の進行とともに感染拡大が抑えられるとしても、暮らしや営業への影響が本格的に表面化するのはいまからです。

国における政治の転換と政府の対策の抜本的な強化が求められると共に、市民生活にもっとも身近な基礎自治体である芦屋市が、「住民の福祉の増進」という自治体本来の役割をいっそう重視し、確実に果たしていくことがこれまで以上に求められます。

本市の行政運営から新自由主義を一掃し、「住民こそ主人公」の視点から、市民の声がしっかりと各計画・施策に反映し、市民が主役のまちづくりが進められることを強く期待し、2022年度予算編成に対する要求書を提出します。

ぜひとも、新年度の市政運営と諸施策に反映され、だれもが安心して暮せる市政を実現されるよう要望いたします。

2022年度予算編成と市政運営における基本点についての重点要求

- ① **新自由主義からの脱却** 公的責任を後退させる新自由主義の「自助・共助・公助」論から抜け出し、自治体の責務である「住民の福祉の増進」（地方自治法第1条の2）をあらゆる方針、施策の中心に明確に据えること。

*「自助・共助・公助」論は、『自分でできることは自分でしましょう』『お互い助けあいましょう』という市民社会での考え方を利用して、人権保障という公的責任を最優先にすべき政治の世界に持ち込み、社会保障をターゲットにした「小さい政府」論、効率優先主義、「自己責任」論を正当化する理屈として持ち出されたものです。市民社会の自主的な考え方である「自助・共助」を政治・行政が使うべきではありません。

- ② **公務の外注化への歯止め** 行政力を後退させ、市民サービスの低下につながる「公務の外注化」に歯止めをかけ、民間委託の見直し、会計年度任用職員の原則フルタイム化、必要な職員配置など公的責任を果たし得る体制を構築すること。

*「民間活力」「効率性」「経費削減」などを理由とした「行政改革」によって、派遣による非正規化、民間委託、指定管理、PFI、包括管理委託など「公務の外注化」が拡大してきました。しかし、これらによって「官製ワーキングプア」を生み出し、職員によって継承されるべき行政力は後退しあるいは失われ、行政として直接に市民に責任を取らない、取れない状況が広がっていることは重大です。

- ③ **市民生活を守ることを優先に** 新型コロナ対策における暮らしと営業の支援をはじめ、コロナ禍でも進む貧困と格差の拡大から市民生活を守る「防波堤」の役割を果たし得る施策を具体化、推進すること。

*貧困と格差の拡大はコロナ禍においても進み、それは本市も例外ではありません。「住民の福祉の増進」という自治体行政の役割はもっとも困難なところにおいてその真価が問われるものです。国政の歪みが大きい時だからこそ、もっとも身近な行政である芦屋市が住民の命と暮らしをまもる防波堤の役割を果たすことを求めます。

- ④ 「市民が主役」を貫く 「市民が主役」を市政全体で貫き、市長自身が身をもって体現すること。

*市長が市政のスタートにあたって表明された「市民が主役」とは、地方自治の担い手としての主役の意味が込められていると思いますが、それは行政の責任が大きい様々な施策での「担い手」の意味とは異なり、「市民が主権者」との立場で人権保障の対象としての市民の位置づけが前提であり基本です。そのことをあらゆる機会を通して市長自らの言動と施策遂行にあたって示されるよう求めます。

<注> *末尾に、新型コロナウイルス感染関連のこの間の申し入れを再掲しています。合わせて実現されることを重ねて要望します。

*項番の後に★がついているのは新規要求項目です。

【企画部】

1. 効率性を重視し追求する「行政評価システム」は、効率性でははかれない「住民の福祉の増進」という本来的な行政の役割とは相容れず、職員の負担増となっていることから中止すること。
2. 各種審議会委員の人選にあたっては、男女の平等な参加をめざし、また同一人物の重複・多選、特定団体への集中を避けること。公募による市民委員枠を最低2人以上にするなどの拡大をはかること。
3. 市の施策に関する計画の策定や変更ならびに「公共施設の最適化構想」等公共施設の新設・統廃合に関しては、関係住民の合意のないまま強行することのないよう市民との合意形成を最大限にはかること。
4. 市民意見の公募(パブリックコメント)にあたっては、計画の策定や変更などの内容説明のための住民説明会(オープンハウス形式を含む)を開催すること。また、広報での案内に際しては、対象となる計画の概要を示すなど、市民が関心をもちやすい工夫・改善をはかること。
5. 市民参画条例では市民の定義・位置づけが、個人も団体も企業も同列に置かれて、主権者たる市民の位置づけが曖昧であることから、主権者としての市民の権利を明確にした「自治基本条例」を制定すること。
6. 市民の足としての市バスがない本市では、阪急バスがその役割を果たしている。阪急バスに以下の点を要望すること。
 - ・奥池・打出地域をはじめ市内のバス運行については、増便や時刻変更など利用者の利便性向上を図ること。
 - ・市内の公共施設(市民病院など)へ行くために乗り継ぐ必要がある場合には、乗り継ぎ券を発行すること。
 - ・バス路線のない地域(芦屋川以西や翠ヶ丘町、親王塚町など)に新たな路線を設けること。
 - ・バス停留所の屋根、椅子・ベンチや座れるガードパイプの設置ならびに付近の照明など必要な対策をとること。

7. バス路線のない地域と市役所・保健福祉センター・病院等公共施設ならびに最寄りの駅をつなぐコミュニティバスを運行すること。
8. 公有地の有効活用は、集約された市営住宅跡地も含め、財源確保という財政的側面からのみ判断せず、不足する保育所や介護施設等公共施設用地としての活用や災害用避難用地とするなど総合的に判断すること。
9. 集会所など公共施設の使用料は他市に比べても高額であり、市民が気軽に使用できるように利用料を引き下げること。
10. 集会所については地域的に偏在しているために利用しにくい地域がある。市民の活動の場として必要な施設であり、利用に不便をきたしている地域（例／岩園町、東芦屋・山手・東山町地域、他）に新たに集会所を設置すること。
11. 打出教育文化センターとの統合が示された春日集会所は、地域コミュニティの拠点、地域防災の拠点の役割を担う施設として、地元から存続が切望されている。統合方針の撤回も視野に、市民の理解なしに強行しないこと。
12. 広報紙は、市民の不安が広がった新型コロナウイルスの感染拡大初期においてその役割が十分に果たせたとはいえなかった。市民が求める情報を適時適切に発信できるよう柔軟な編集発行に努めること。
13. 新総合計画の実施計画策定・執行にあたっては、「自己責任」や「効率優先」の新自由主義的思考を排し、地方自治法に規定する「住民の福祉の増進」を最優先の課題とすること。
14. 住民の命と健康に直接の責任を担う地方自治体として、芦屋保健所の宝塚保健所との統合に反対し、存続を県に強く要請すること
15. 国民保護計画にもとづく武力攻撃事態に対する市民参加の訓練は、実情に合わず不安をあおるだけのことであり今後も実施しないこと。
16. ★包括管理委託が進められているが、本来の所管課の主体性、専門性が阻害されることのないように慎重に対応すること。

【総務部】

1. この間の職員削減によって、職員のメンタルヘルスや非正規雇用の増加をもたらしているため、業務量の増加に見合った正規職員の採用を行うこと。
2. 施設の包括管理委託をはじめ広範囲に民間委託が進んでいるが、行政力・自治体力の減退につながり、公的責任の後退が市民サービスの低下を招きかねないことから、これ以上の民間委託をやめ可能な施策から順次直営に戻すこと。
3. 会計年度任用職員については雇用の不安定さがあり、ひいては市民サービス低下にもつながりかねない問題を内包している。パートをフルタイムにするなど段階的に処遇を改善し、さらに正規採用の道を開くこと。
4. 市長・副市長など特別職に対する特権的な退職金制度は、一般職員と比べて格段に優遇されている。一般職員と同基準に見直すこと。
5. 職員を対象として行われている成果主義の人事評価制度は、成果を判断しにくい公務労働には不適切であり、市民にとっても利益はない。職員とのコミュニケーションツールとしてもふさわしい手段とは言えず、中止して公正な人事評価を行うこと。
6. 職員の「人権研修」は、憲法を遵守し住民の基本的人権を擁護する公務員としての責務の自覚を促すものとする。こと。「部落問題」については、差別を固定化してみるのではなく、同和対策事業の終結等の成果と到達をふまえ「部落問題」に特化した人権研修は行わないこと。
7. 部落差別の固定化を前提とした「部落差別解消条例」等条例の制定は、差別解消に逆行するものであり行わないこと。
8. ハラスメントは、どのような職場においてもあってはならないが、市民の人権保障を職務とする市役所においてはなおのことその一掃が重要である。すべての職員が自らの仕事に自信と誇りをもってあたることのできる職場環境づくりをすすめること。

9. 職員の法務研修に憲法を取り入れるなど、憲法 9 条を含めて日本国憲法を堅持する市長の政治姿勢が行政全体に徹底されるよう具体化をはかること。
10. 個人情報にふみこむマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）のいわゆる「ひも付け」による利用対象のさらなる拡大をしないこと。また、職員による市民の個人情報の管理について、漏えい防止を徹底すること。
11. ★国が進める行政デジタル化は、情報管理の一元化、標準化によって自治体独自の施策に大きな制約をつくることとなるものであり、個人のプライバシー保護と共に地方自治を守る視点からも問題意識を持って対応すること
12. 六甲山頂の自衛隊通信基地は、米軍の対外戦略につながる危険性とあわせて「敵基地攻撃能力保有」論が浮上する中では攻撃対象となる危険性も増しており、また阪神間のシンボルとしての六甲山の景観上も好ましくなく、用地の貸付をやめること。
13. 公共工事における入札・契約については、以下の改善・改革をはかり、公正な入札・契約に絶えず努めること。
 - ・市内業者への発注率を高めること。また、下請けに市内業者を使うよう元請け業者に指導を行うこと。一定額以上の事業については、元請け業者がその一定割合を市内業者に下請け発注することを義務づける新たな制度を設けること。
 - ・一般競争入札を原則にすること。公募型指名競争入札も含め入札参加業者については、受注意欲、施工能力（技術者・資金）等を適確に判断するとともに、参加数を増やすなど談合防止策の強化をはかること。
 - ・少額工事の積算においては、採算がとれないなど受注業者に不利益が生じないように実際の工事に見合ったものとなるよう適切な見直しをはかること。
14. 今後の公共事業においては、PFI など行政力の低下につながるような事業手法を適用しないこと。
15. 公共事業や業務委託等における質の向上ならびに従事労働者の適正賃金を保障するため公契約条例を制定すること。

16. 自衛官募集に関して住民基本台帳の中から「適格者名簿」を抽出してデジタルデータとして提供しているが、自治体側に提供の法的義務はなく個人情報の侵害であるためやめること。
17. 大阪万博については、賭博であるカジノを中心とする統合型リゾートいわゆるIRとの一体的計画ですすめられていることに問題がある。また、実施予定地の夢洲は、南海トラフ地震による液状化や津波の危険性が専門家から警告されているリスクの大きい場所であり、巨額な大型開発となる大阪万博への協賛・協力はしないこと。
18. ★「ふるさと寄付」は、本来の税制度、地方財源のあり方を歪めるものであり、税額控除による税収減との差し引きで年間約5億円の減収となる本市にとってはとりわけその否定的影響は大きいものである。他市とも連携して、制度の廃止もしくは抜本的改善を国に要請すること。
19. ★市役所北広場の喫煙コーナーは、たばこの煙が西側バス停にまで流れていることから設置場所を移動すること。

【消 防】

1. 災害時の即応体制強化のため、人員については引き続き消防力の整備指針に対する充足率を高めることを目指しつつ、当面は条例定数を早期に達成すること。
2. 感染症対策で必要な備品は十分に確保し、職員自身の感染予防に万全を期すこと。
3. 防団の人員・装置・施設等消防の強化、充実をはかること。
4. ★危険な業務に従事した際の危険手当については、増額を検討すること。

【都市建設部】

1. 地区防災計画の作成にあたっては、これまでの災害の教訓を生かし学者や研究者の意見、市民の声等地域の実状を踏まえ効果的なものとする事。
2. 福島原発事故では避難計画等における想定をはるかに超える事態が現実になったことを踏まえ、放射線に特有な異質の危険性がある福井原発群の原発再稼働を認めない芦屋市の意思を明確に示す事。
3. 災害時の緊急連絡が周知徹底されるように、聞き取れないなどの声が多い防災無線については増設等の改善をさらに進める事。
4. 防災ラジオは購入助成によってその普及を促進する事。
5. 南芦屋浜地域の防災拠点となる公共施設(図書館分室、児童館等)を建設する事。
6. 生活道路、歩道の補修予算を増額し、沿道への振動・騒音の除去、歩行の安全を確保しバリアフリーにすること。
7. 東山町の阪急線北側東向き一方通行並びに西向き一方通行の両市道については、歩道もしくは側溝へのふたかけの改善による歩行者通行帯の整備を進めるとともに、路面に速度規制を明示するなど南北道路と交差する交通事故多発地点での安全対策を強化すること。
8. 信号機の設置については、既存分の必要性・有効性の点検を行いつつ、必要度の高い箇所(例/南浜町、他)への設置を県公安委員会へ要望すること。
9. 精道小学校東側道路については、「ゾーン30」の指定など速度規制を強化すること。
10. 阪急芦屋川駅北側の「桜橋」は狭隘なため対面通行に支障があり、早急に拡幅すること。
11. 街路樹の生育に伴い、根が歩道を盛り上げているなど路面が凸凹になっている

る箇所がある。点検を行い歩行者や車いすが安全に通行できるように歩道の整備を行うこと。

12. 災害の拡大にもつながりかねない道路の側溝にたまったゴミや枯葉などの清掃については、個人や地域の負担が過度にならないように行政として適度
に実施すること。
13. 市営住宅の増設を検討するとともに、希望しても入れない人のために民間住
宅の借り上げも含めて入居希望に見合った必要な住宅数を確保すること。
14. 若年層の貧困が進むもとの、住宅を確保することが難しくなっている。公営
住宅に若年単身者も入居できるように、60 歳以上という入居要件を見直す
こと。
15. 民間空き家の所有者に管理の徹底を求め、植栽の繁茂による交通上・安全上
の障害、日照通風障害、犯罪や火災の元にならないように手だてを研究する
こと
16. 集会所の無い地域に交流の場を確保するために、空き家の活用を検討するこ
と。
17. 家賃負担軽減による住宅保障と併せて民間空き家対策ならびに若年世代の
居住促進対策として期待できる民間賃貸住宅家賃補助制度を導入すること。
18. 県公社住宅や公営住宅の空き家については、改修工事を順次行い空き家解消
に努めるように県に要望すること。
19. 住宅改造助成事業については、良好な住宅ストックの形成の観点からも現行
の60歳以上の世帯という制限を外し、助成対象を拡大すること。
20. マンションの共有部分の改造助成については制度を周知し、マンション規模
に応じた上限額の引き上げ等拡充すること。
21. 時計未設置の公園には要望に応じて順次設置すること。
22. 朝日ヶ丘公園、朝日ヶ丘北公園に公衆便所を設置すること。

23. 中央公園など老朽化している公園の公衆便所については、安心・快適性の向上へ早急に改修すること。
24. 芦屋浜中央緑道や江尻川緑道など市民の散策路にベンチを増設すること。
25. ★江尻川緑道の大東陸橋周辺は、安全面から街路樹の剪定を行うこと。

【都市計画・開発事業部】

1. まちづくりにあたっては、計画に地元住民をはじめ市民の声を反映させ、合意形成へのていねいな対応をはかること。
2. マンション開発については、影響の大きい周辺地域住民の合意を得るように指導を徹底すること。また、接道幅が狭隘な場合など、地域環境に応じて新築集合住宅の一戸当たりの最低面積を設定するなど建築規制を強化し、地域環境への悪影響を未然に防止できるように地区計画の策定・見直しを促進すること。
3. 屋外広告物条例の機械的運用で小規模な事業者に過度な負担や制約が生じないよう十分に配慮するとともに、市民活動の広告や簡易な営業広告についての緩和等、制度の改善を検討すること。
4. 南芦屋浜地域に郵便局・ATMを設置するように関係機関に働きかけること。また市として設置に向け積極的な手立てを取り、利便性向上にいつそう努めること。
5. 南芦屋浜地域の公園については、維持管理等市負担を増やさないように県に要求すること。
6. 精道や呉川の交差点においては西側に、打出交差点においては東側に横断歩道を設置するよう県に求めること。
7. 無電柱化については、財政状況の見通しからも住民福祉等優先すべき他の施策に影響を及ぼさないよう計画の見直しを行うこと。

8. JR 芦屋駅南地区再開発事業については、デッキをはじめとした事業費の削減をはかり、地域住民はもとより、広く市民合意を作ること。
9. 阪急芦屋川駅東側に改札口を新設するよう阪急電鉄や関係機関と協議を進めるとともに、安全対策を含め駅周辺の整備について市民参加で検討すること。
10. 阪神電鉄の高架化は、隣接地域の居住環境に大きな影響を及ぼすものであることに加え、市財政の今後の見通しからも、現時点で検討をすすめることはしないこと。
11. 稻荷山線等の都市計画道路については、計画時点との時代状況の違い、その後の市街地の変遷等を踏まえ、計画の廃止を含め、現計画にこだわらない住環境の保全を最優先にした抜本的見直しを行うこと。
12. 市民病院西口バス停東の桜参道との交差点については、安全確保のため北東部の拡幅を行うこと

【上下水道部】

1. 水道事業は、安くて安全な水を市民に供給するという自治体の基本的責務であり、業務の民間委託や民営化はしないこと。
2. 市民の節水努力による有収水量の減少を理由にした値上げをしないこと。
3. 定期点検の法的義務がない小規模受水槽について、安全な水の供給の観点から市として点検を行い、小規模ゆえに世帯当たりの負担が大きくなるクリーニング費用の補助制度を設けクリーニングを奨励すること。
4. 老朽管等施設更新費用を料金値上げにつなげないこと。また国に対して財政的な支援の強化を求めること。
5. 生活困窮世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などに対する水道料金、下水道使用料の減免を拡大すること。また滞納者については水道供給が生命線であ

ることを踏まえ適切な対応をすること。

【芦屋病院】

1. 政府による社会保障抑制策は国民の命と健康を危険にさらすとともに、病院経営にいっそうの障害をつくるものである。加えて、新型コロナ禍の下で、病院経営に新たな困難が加わっており、市民の命を守る地域の中核病院としての役割がしっかりと果たせるように財政等の支援を強化すること
2. 病院ネットワークバスについては、停留所の増設、ルート拡大など、利便性をより高めること。

【市民生活部】

<国民健康保険・医療>

1. 高すぎる保険料を引き下げるため、一般会計から国保会計への繰り入れを拡充すること。
2. 保険料負担が過大になっている最大の要因は低い国庫負担率であることから、国庫負担率を元に戻すことはもとより、さらに拡大することを引き続き政府に求めること。
3. 政府は患者の窓口3割負担の対象拡大を計画しているが、負担増が受診抑制につながり、ひいては重症化してからの受診が医療費の増大を招くという悪循環になりかねない。政府に対して3割負担の対象拡大をしないよう求めること。
4. 所得の2割を超える国民健康保険料を減額するなど、低所得世帯への市独自の減免制度を作ること。
5. 国民健康保険における子どもに対する均等割の保険料加算は、国において未

就学児まで対象が外れているが、市独自で年齢の対象を広げること。

6. 子どもに対する均等割の保険料加算は、子育て支援にも逆行するものであり、子どもの数に比例して加算することはやめるよう国に求めること。
7. 保険料滞納状況の如何にかかわらず、社会保障の観点からすべての国民健康保険被保険者に保険証を交付すること。
8. 窓口負担が払えないことによる受診抑制を防ぐため、一部負担金減免制度を恒常的低所得者まで拡充するなど、使える制度に見直し、HP や広報誌などで周知徹底を図ること。
9. 子ども医療費無料制は、通院・入院ともに所得制限をなくし、中学卒業まで完全無料化すること。さらに高校卒業までの無料化を検討すること。
10. 福祉医療費助成制度の市上乗せ部分に対する国のペナルティについては、廃止するよう求めること。
11. 後期高齢者医療制度について、低所得者に対する保険料負担増に反対するとともに、制度の廃止を政府に求めるとともに窓口での 2 割負担はやめるよう求めること。
12. 保険料の滞納等納付状況の如何にかかわらず、すべての後期高齢者に資格証明書や短期保険証ではなく、正規の保険証を交付し、高齢者の命と健康を守るように広域連合に求めること。

<環境・衛生>

1. 国道 43 号・阪神高速道路の大型車総量規制の強化を、設置者である兵庫国道事務所と阪神高速道路株式会社に求め、騒音・振動・大気汚染等の公害対策を引き続き求めること。
2. 神戸製鋼で稼働されている石炭火力発電所は、電力の需給状況から必要性はなく、SDGs の観点からも環境保全に逆行するものであり稼働停止を求めること。また、神戸製鋼に対しては、芦屋の環境汚染対策の上からも市民参加

の環境保全協定締結や徹底した情報公開を強く求めること。

3. 公共施設への電力供給は、再生可能エネルギーへの転換し、太陽光発電などの自然エネルギーの導入を進めるなど、環境保全率先実行計画に明確に位置づけ積極的にこなうこと。
4. ごみパイプラインについては、施設の延命化を図るとともに、代替案については住民の合意形成と協働に努めること。

<平 和>

1. 非核平和都市、平和首長会議加盟都市として、平和関連施策を年間通した体系的なものとして整備・充実できるよう少なすぎる予算を増額し、担当部署の体制強化をはかること。
2. 戦後 76 年を経て戦争体験者が減少する中、戦争体験の継承は社会の重要な課題であり、そのための戦争・平和資料の常設展示施設を設けること。
3. 「広報あしや」は、市長や市の考えを広く市民に知ってもらうものであるが、本市としての平和行政を市民に周知し、戦争の悲惨な体験を風化させないためにも夏の平和特集は今後も継続させること。

<商業・他>

1. 長引くコロナ禍において、市民は苦しい生活を余儀なくされている。緊急小口資金と家賃補助制度については、継続するよう国に求めるとともに芦屋市独自の支援策を積極的に行うこと。
2. 中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく「基本計画」の策定・実施にあたっては、関係者等の意見を十分に把握するなど実効性の検証を行うこと。
3. 地元業者への官公需発注の推進、小規模工事の業者登録制度の周知につとめ、中小零細業者支援を強めるなど、地域経済活性化をはかること。
4. 市内の商売を応援するために、空き店舗の活用や新規店の開業に際し、融

資額の枠を広げるとともに補助制度の拡充すること。

5. 性的マイノリティなど性の多様性やジェンダー平等について、理解がもっとも広がるためのとりくみを強めること。
6. LGBTなど性的マイノリティのカップルをパートナーとして認めるパートナーシップ制度を導入したが、事実婚のカップルへの適用拡大も検討すること。
7. 自衛隊への名簿提供は、雇用を担当する地域経済振興課に所管が代わったことにより、行政が「就職先」として自衛隊を勧めることになる。市民のプライバシーの侵害に加えていっそう問題であることから提供をやめること。
8. ★「生理の貧困」が社会問題となっていることから、公共施設のトイレに常時生理用品を設置すること。

【福祉部】

1. 「自助・共助」の名のもと、福祉の社会保障としての位置づけが後退してきている。市の福祉施策については、住民の権利を保障する社会保障として公的責任を明確にすること。
2. 生活保護は国民の権利であることを明確にするため、ホームページを改善し、周知徹底をはかること。また窓口では当事者に「利用のあきらめ」がないよう丁寧な対応をすること。
3. 生活保護世帯に対する法定外扶助を復活し、削減された生活扶助に対して、市独自の助成を行うこと。
4. 生活援護資金の所得制限の引き上げなど、貸し付け要件をさらに緩和し、必要とするより多くの世帯が使える制度とし周知徹底させること。また緊急対応できる保証人を要しない小口貸付制度を設けること。
5. 南芦屋浜地区の LSA については、制度創設の理念に立ち返り、単身高齢者

の安全を確保するため、また、従事者の労働環境の改善という観点からも、従前の複数配置体制に戻し存続させること。

6. 高齢者の見守りでも重要な役割を果たしている民生委員協力員（福祉推進委員）が不足している現状に照らして、有償ボランティアという視点からも経費等の補助を拡充し、必要人数が充足されるよう対応策をとること。
7. 高齢者バス運賃助成が阪急バス以外のバスでも利用できるようにすること。
8. 加齢による難聴には補聴器が必要である。高額な補聴器の購入に助成を行うこと。
9. 加齢による難聴の方の社会参加を促進するためにも、公共施設に補聴システムを導入すること。

<介護保険>

1. 高齢化がいつそう進む中、家族の負担増や介護サービスの後退となる介護保険制度の改悪には反対し、「介護の社会化（家族が支える介護から社会が支える介護へ）」「利用者本位」という介護保険制度の原点に立ち返って、制度そのものの抜本的見直しを国に求めること。
2. 総合事業は、要支援者にとって負担の強化にならないようにすること。また必要な給付を奪わないようにすること。要介護判定を希望する被保険者には、引き続き判定が受けられるようにすること。
3. 介護保険の利用にさらなる制約をつくる新総合事業の対象拡大等の制度改悪に反対すること。
4. 年金 280 万円(単身者の場合)以上は利用料 2 割負担であるが、さらに 3 割負担が導入され、利用料負担が増大し、利用抑制につながりかねない。国に対して、利用料を 1 割に戻すように求めること。
5. 400 人を超える待機者の特別養護老人ホーム不足は深刻である。軽費で入所できる特養ホームを増設すること。

6. 保険料が支払えず、滞納・差し押さえが発生している背景に、高い保険料がある。被保険者の生活実態に見合った丁寧な対応をすること。
7. 高い保険料の最大の原因である低い国庫負担の改善を国に求めること。
8. 一般会計からの繰り入れによる保険料負担の軽減を政府も認めている。繰り入れを拡大し、保険料・利用料の減免制度の拡充等、負担軽減を進めること。
9. 施設と入所者の直接契約となっている高齢者介護施設の食費・居住費などが負担となっています。減免制度が使える施設を増やし、費用負担の軽減を図ること。
10. 介護用ベッドなどは、要介護度の変更にかかわらず利用者の生活実態をしっかり把握し、必要な用具を継続して利用できるようにすること。自費購入やレンタルの高齢者に助成制度をつくること。
11. 要介護認定に当たっては、生活実態に見合った認定を行い、必要なサービスを保障すること。
12. 高齢者生活支援センターについては、高齢者の総合相談窓口として機能するように、市が運営に責任を持ち、事業者に過度な負担がかからないように支援をおこなうこと。
13. 「24 時間巡回サービス」を利用する場合に、従前に受けていた介護サービスの量・質が後退しないようにすること。
14. 自宅での介護が求められる状況の中で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスが重要になる。対応する事業所の整備をすすめること。
15. 現行の介護予防教室は、打出地域での開催が無いなど、開催地域に偏りがある。参加希望者ができるだけ歩いて通える場所に配置されるよう、教室を増やし運営体制の強化をはかること。

<障がい者自立支援>

1. 三障がいに加えて、難病や発達障がいを対象に、希望した支援が保障される仕組みをつくる必要がある。県や国に対して、応益負担（原則 1 割の負担）など制度のかかえる問題や課題について根本的な見直しを求めること。
2. 65 歳以上になった高齢障がい者に対しては、従来の障がい者施策の支援が継続して受けられるようにすること。
3. 障がい者の「しごとサポーター養成講座」を周知するなど就労支援を充実強化させること。
4. 国の制度として身体・知的障がい者にある交通費の割引制度が、精神障がい者には適用されていない。市内運行のバスについては、市独自の助成制度を検討し実施すること。
5. 障がい者にとって自立の場でもあるグループホームを増設すること。民間によるグループホームの設置や運営への助成を充実させること。

【こども・健康部】

1. これ以上の公立保育所民営化は進めず、保育における公的責任を市としてしっかり担うこと。
2. 新浜保育所跡利用については、市有財産として子育て支援施設を設置するなど、地域住民及び市民の十分な議論による合意形成を図ること。
3. 保育士の配置や定員などの基準緩和は進めないこと。
4. 0～2 歳児の保育料の負担軽減策を検討すること。
5. 小規模保育事業については、3 歳児以上の受け入れの保障がない。待機児童対策については、公立保育所の増設も視野に入れ、認可保育所の誘致も含め、抜本的な解決を急ぐこと。

6. 認可保育所と同額となっている小規模保育の保育料については、施設や職員配置など考慮して設定を見直すと共に事業者に対して必要な運営補助をおこなうこと
7. 小規模保育事業所については、A型を堅持すること。
8. 幼児教育・保育の無償化に合わせ、保育所・認定こども園の給食費の無償化を検討すること。
9. 私立保育園及び小規模保育事業所等の0歳児枠が埋まらないという課題があるため、人件費等の補助を復活させること。
10. 民間保育士の処遇改善に努めること。
11. 新型コロナ感染はなおも終息には至っておらず、今後も感染拡大の可能性は大きく残されている。予防と支援の十分な対策を求める。
12. ★感染による自宅療養者については、巡回を行い健康観察や生活支援を行うこと。
13. ★感染拡大を防ぐためにもPCRの大規模検査を市として行うこと。
14. ★長引くコロナ禍において子どものストレスについてケアする体制を整えること。
15. ★コロナ禍で浮き彫りになったヤングケアラーについては、アンケートの実施など行い早期の発見と早期対策を講じること。

【教育委員会・管理部】

1. 公立幼稚園での3年保育を拡大し、これ以上公立幼稚園を減らさないこと。
2. 旧精道幼稚園跡の利用については、地域住民及び市民の十分な議論による合意形成を図ること。
3. 子どもの権利条約は、いじめ・不登校問題解決の上でも重要であり、すべての子どもの成長発達を保障するよう教育行政に生かすこと。
4. 「人権教育」は市民一人一人が権利の主体であることを踏まえて、憲法に規定する基本的人権についての理解を深めることを基本とすること。
5. 高校奨学金については、増額と所得制限の緩和を行うこと。大学生対象に入学支度金制度が設けられたが、学生生活を支える奨学金の重要性は増しており、給付型を含め復活すること。
6. 就学援助制度は、所得制限の緩和し世帯収入に兄弟の収入を加えないこと。支給額の増額およびPTA会費など対象となる費目のさらなる拡充をはかること。生活保護基準の引き下げにより、支給対象から外れることがないようにすること。
7. 性教育については、性的マイノリティなど多様な性のあり方について理解を深められるものにする事。
8. 潮見中学の給食棟に小荷物専用昇降機を設置すること。
9. 教職員の長時間労働は深刻である。「一日8時間労働」の原則を破る「一年単位の変形労働時間制」の導入は、平日の長時間労働を固定化し助長するものであり反対すること。

【教育委員会・学校教育部】

1. 全国いっせい学力テストは、自治体間・学校間・児童生徒間の序列化を進めるものであり、市として参加をやめること
2. どの子にも行き届いた教育がされるように、小中学校の35人学級を早期実現し、さらなる少人数学級の推進を国・県に要望するとともに、市単独で実施について検討すること。
3. 市立幼稚園での3年保育は、保護者の強い要望であるため、岩園幼稚園以外の園への拡大を早急に図ること。
4. 幼稚園の延長保育(あずかり保育)の時間拡大を検討すること。
5. 「トライやるウィーク」は、学校や受け入れ先も大きな負担となっている。各学校の自主性を尊重し、教育的観点から抜本的に見直すこと。
6. 中学校給食については、栄養士の正規職員配置を堅持すること。
7. 小中学校の給食費について無償化を検討すること。
8. ★食の安全という観点から、有機野菜の導入を拡大するよう検討すること。
9. 平和教育の位置づけを明確にし、「教育振興計画」や「教育の指針」に明記するとともに、学校現場でのとりくみを支援し、いっそうの充実をはかること。
10. 過去の侵略戦争におけるわが国のあやまちをしっかりと見据え、歴史の教訓を生かす平和教育を確立・充実すること。とりわけアジア隣国へのヘイトなどがメディアでも取り上げられているが、日本による植民地支配等の歴史認識が深まるようにすること。
11. ★貸与されているタブレットについては、持ち帰りに際しての児童の負担や家庭での使い方に課題があることから、週末に持ち帰らない選択も検討すること。

12. 子ども・若者を性暴力かの被害者にも加害者にもしないため、学校での性教育と幅広い啓発活動を強化すること。
13. 子どもたちに科学と人権をベースに、体や心の仕組み・発達、制の違いや多様性などを伝え、自己肯定感情をはぐくむ性教育を行うこと。

【教育委員会・社会教育部】

1. これまでの図書館ネットワークの体制を維持し、必要な予算の確保でいっそうの充実をはかること。
2. 図書館本館の貸し出しカウンター業務ならびに分室運営は、思想・信条などプライバシー保護のため、民間委託をやめること。
3. 図書館利用の不便な地域に移動図書館を復活させて配車すること。
4. 図書館ネットワークから外れている南芦屋浜地域に、住民の意見を尊重し図書館分室や児童館など多世代が集え、防災の拠点となる公的施設を建設すること。
5. 公民館・図書館は社会教育施設の中核施設であり、指定管理者制度への移行はしないこと。
6. すでに営利企業が指定管理者となっている社会教育施設については、公設公営を基本に戻すこと。
7. 留守家庭児童会はこれ以上の民間委託を行わず公立を堅持し、民間・公立を問わずその質を担保すること。
8. 学童保育の育成料を見直し、負担を軽減すること。
9. 学童保育の6年生までの対象拡大に見合う施設整備を早急に進め、各学級での保育体制を維持し他学級に移動するなどの無理な運営を実施しないこと。

10. 学童保育の施設と備品については、現場の声を受け止めて充実をすすめること。
11. 学童保育の指導員体制は、補助員ではなく複数の指導員体制とすること。
12. 阪神間で比べても高い公的施設の利用料は、社会教育活動を行政として推奨するためにも引き下げること。また市民負担の軽減で社会教育活動の参加を広げること。
13. 人種や民族に関わるヘイトについては、許されない行為であるという認識が広がるよう、広報等で周知すること。

参照

新型コロナウイルス感染防止対策等についての緊急要望

(2020年8月2日提出)

東京、大阪をはじめ兵庫県においても新型コロナウイルスの感染拡大がすすんでいます。

芦屋市内では7月末に市立学校での学級閉鎖が続き、また感染者の人口比率が県下では突出している状況があり、市民の不安が広がっています。

貴職におかれては、感染拡大を防止し、市民の命と健康、暮らしを守るため以下の対策をとられるよう緊急に要望します。早期に補正予算の措置を取るとともに、来年度予算編成作業が始まる時期でもあり、必要な施策を実施するための適切な予算措置を合わせて要望します。

1. PCR検査を抜本的に拡充すること

市内での検査体制については、7月から一定の拡充がされたところですが、希望者がいつでも検査を受けられるという状況ではありません。自己の健康に不安をもつ人がいつでも何度でも検査を受けられるようにすることは、感染者を早期に把握することにつながり、感染拡大の防止という点からも極めて重要です。6月市議会でも提起した「ドライブスルー方式」は、現在の検査体制である既存の医療施設での実施による通常業務への影響もなく、その有用性は先行している実施例からも明らかです。なお、その際の検査費用の自己負担は大きなハードルであり、助成制度など適切な負担軽減策が必要です。また、国に対しては本人の希望による検査であっても保険適用とするよう要請することを求めます。

保育や介護など人的接触を必然とする福祉関係職場の従事者については、優先的にPCR検査を受けられるよう財政支援も含めて検討を求めます。

また、検査数と感染者数の関係は、行政として対応する上で必要な情報であり、県が芦屋市内の検査数を開示するよう引き続き要請されることを求めます。

2. 学校における少人数学級編成を国・県に求め、市として先行して実施すること

学校における「3密回避」の決定的条件は少人数学級編成にすることです。児童・生徒における感染は、本市の「学級閉鎖」が示すように現状の学級編成では人数的にも影響は大きなものがあります。子どもたちが安心して学べる環境

を作るとともに、仮に感染者が出ても、その影響を最小限に抑えられるよう早急に少人数学級編成に移行するよう国ならびに県に求めるべきです。また、市として先行して実施することを要望します。

3. 芦屋保健所の存続を県に求めること

保健所は新型コロナ対策における中核施設として重要な役割を果たしており、国の方針で統廃合がされてきた中であってあらためてその役割が特に注目されています。ところが兵庫県は保健所の統廃合計画において芦屋保健所を宝塚保健所の「分室」にする方針を示しており、コロナ禍の下にある日本社会の要請に逆行するものとなっています。住民の命と健康に直接の責任を担う自治体として、芦屋保健所の存続を県に強く要請するよう求めます。

4. 避難所での感染防止対策の具体化を

7月の日照時間が平年の半分、降雨量は2倍という状況は、この間に多発した水害、土砂災害の背景にあると指摘される地球温暖化による異常気象の影響を伺わせます。避難所の改善は、この間にも他国の例を参考にして指摘してきたところですが、自然災害が多発する下で新型コロナ禍によって待ったなしの課題となっています。感染防止対策の点からも施設や備品の確保など、早急に具体化するよう求めます。

5. 市独自の支援策の拡充を

国による対策の不十分さもあって、コロナ禍の下での生活や事業、学業の困難さがなおも大きな問題となっています。政府施策の抜本的強化・拡充が求められるとともに、住民にもっとも身近な自治体行政として、市独自の支援策の拡充を求めます。

- ・独自の給付金制度の創設
- ・経営継続支援事業の市単独加算対象業種の拡大
- ・大学生への支給復活など市奨学金制度の拡充 など

6. 市が責任をもった総合相談窓口の設置を

芦屋市では新型コロナ禍に伴う生活相談の総合相談窓口を社会福祉協議会としています。しかし、近隣市においては市役所に総合相談窓口としての担当部署を設けて対応しており、「住民福祉の増進」という行政の目的に照らしても住民生活が困難に陥っているときこそ、行政がその責任において全容を把握する

という点からも、まずは行政自らが相談を受ける体制をとるべきと考えます。相談体制の改善を求めます。

以上

新型コロナウイルス感染から市民の生命と暮らしを守る緊急申し入れ

(2021年4月28日提出)

新型コロナウイルス感染の第4波が続き、国から4都府県に対し4月25日から5月11日まで緊急事態宣言が発令されました。

ワクチン接種は始まるものの、供給が追いついていないのが現状です。また、ワクチンによってただちに感染が防げるというのではなく、集団免疫ができるにはまだまだ時間がかかります。

感染拡大を防止し、市民の生命と健康、暮らしを守るため以下の対策をとられるよう緊急に要望します。

1. 感染リスクが高い施設の従事者に対し社会的検査が行えるよう、検査費用の補助制度を創設すること

わが党として、国に対し積極的なPCR検査を求めてきましたが、ようやく高齢者施設職員への社会的検査が進められています。芦屋市としても、市内の障がい者施設や保育園、学童保育など、集団感染のリスクが高い施設でPCR検査が積極的に行えるよう、費用を補助する制度の創設を求めます。

2. PCR検査の抜本的な拡充をすること

感染防止対策としてPCR検査数を増やし、適切に無自覚の陽性者を保護することが必要です。本市としても、大阪・神戸への通勤・通学が多いことなど地域特性を見極め、民間検査等の利用も検討し、キットの配布やモニタリング検査を行うなど、抜本的に検査を拡充することを求めます。

3. 新型コロナ感染拡大によって苦しむ市内中小事業者へ直接支援を行うこと

長きにわたるコロナの影響で、市内の経済にも大きな打撃が出ています。売り上げが減少した市内中小事業者（飲食業以外の業種も含む）に対し、家賃補助や市独自の給付金制度など、直接的な支援を求めます。

4. コロナ禍による生活困難者への独自支援を行うこと

長引くコロナ禍において、職を失うなど生活を営むうえで困難を強いられる方が増えています。国、県からの支援の不十分さを補うためにも、市独自の支援

(減免制度や家賃補助、給付金等) を求めます。

以上

ワクチン接種等に関する緊急申し入れ

(2021年5月25日提出)

コロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言も延長がされ再度延長も言われています。その中で市民の暮らしは疲弊が増えています。少しでも市民の支えになるよう至急の対応をお願いいたします。

- (1) ワクチン接種の予約が85歳以上から年齢を区切り、始まりました。予約の電話がつながらない、ネットがつながらないなど市民から不安の声が寄せられています。
65歳以上の方を対象とするときには更に混乱が生じる可能性が危惧されます。市としてこれらの点をふまえた対策を求めます。
 - ・年齢を細分化するなど85歳以上の予約状況をふまえ混乱が生じないよう万全を期すこと。
- (2) 女性の貧困問題が当たり前のように存在する中で、コロナ禍の下で「生理の貧困」といわれる問題が社会的に大きく取り上げられています。本市においても起こりうる問題であると思います。全国の自治体の中でも生理用品を配布するなどの取り組みが進められています。本市においても以下の点について対策を求めます。
 - ・市として生理用品の無料配布を行うことまた無料配布の際に、女性の様々な相談が受けられるような体制を整えること。
 - ・市立小学校・中学校において必要が生じた児童生徒へ保健室での生理用品は、「貸す」でなく「提供」すること。
 - ・生活保護利用世帯について生理用品の購入のための費用を市独自で支援すること。
- (3) コロナ禍で浮き彫りになったヤングケアラーの問題は深刻です。支援のための対策を求めます。

- ・本市の子どもたちがヤングケアラーとして家庭内で苦慮していないかの実態調査を行い現状把握するとともに学校など関係機関と連携し対策を講じること。
 - ・必要な支援施策を子どもたちに伝え周知させること。
 - ・子どもたちに相談窓口の周知を徹底するとともに充実を図ること。
- (4) 収束見通しが見えない中で、市内でも感染者の発生が続いています。自宅待機となる場合には、家族への影響が大きく、感染拡大防止の視点からも家族への支援が課題です。
- ・市として、感染者家族の避難場所確保をはじめ支援策の強化をはかること。

以上

新型コロナウイルス感染防止と市民への支援についての申し入れ

(2021年8月30日提出)

新型コロナウイルス対策でご奮闘いただいていることに敬意を表します。政府の失策により「第5波」はかつてない深刻な事態となっています。

つきましては、感染拡大の防止ならびに不安と困難を増す市民生活支援について以下の申し入れを行います。

1. 感染拡大を抑えるため PCR 検査を抜本的に拡充すること

ワクチン接種が進められていますが、現局面はそれだけで感染拡大を抑えられないことを示しています。ワクチン接種に加えていま必要なのは、無症状の感染者を把握し保護することであり、そのための PCR 検査の抜本的拡充(対象の拡大と定期的検査)です。

集団感染のリスクが高い保育所等福祉施設や学校等教育機関・施設等での検査を先行して実施するなど対策をとること。

また、市民が自費で検査する場合の費用を助成する補助制度を設け、検査を促進すること。

2. 経済的に困難さを増す市内事業者や一般世帯への支援策を講じること

コロナ禍が長期化する中で、市内事業者においては飲食業に限らず売り上げが減少し、また失業・休業などによる収入減で先々への不安が広がって

る。市内事業者や一般世帯への支援策(減免、補助、給付)を講じること。

3. 「自宅療養」の感染者に対して市としての支援策を講じること

医療施設のひっ迫状況の中で、本来入院すべき感染者を自宅待機させる政府方針の下で犠牲者が出るなど深刻な事態となっている。芦屋市内においてそのような事態を招かないため、緊急に対象者を収容し医療提供できる施設を設けるよう県に要請すること。またそれまでの間に入院できずに「自宅療養」を余儀なくされた市民を市として把握し、地元自治体としての独自の支援策(巡回、生活支援等)を講じること。

以上

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	27										
支出年月日	2021年10月27日										
項目 (該当項目に〇をつけてください)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">調査研究費</td> <td style="width: 20%;">研修費</td> <td style="width: 20%;">広報費</td> <td style="width: 20%;">広聴費</td> <td style="width: 20%;">要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)											
<p>03.10.27</p> <p>4,400 SMBC(コウバシツ)</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">¥4,400-金額確認済</p>											
充当内容 (按分の計算方法)	<p style="text-align: center;">神戸新聞10月分</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">¥4,400-</p>										
その他											

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。